



第2次 かすがい市民 文化振興プラン

概要版

春日井市

世代を越えて響き合う 文化創造のまち春日井

文化を創造し、享受することは、人が生まれながらに持っている権利です。すべての市民が自主性を尊重され、住んでいる地域や身体的な条件等の要因にかかわらず、文化活動を行うことができるまちづくりが必要であり、そこに市民一人ひとりが主役として参画することが重要です。

本プランでは、「文化・スポーツ都市」宣言の趣旨を受け、また文化振興基本条例で定めた基本理念を実現するため、本市が目指すべき10年後の姿としてこの理念を掲げます。

文化振興 基本条例

基本理念

- 1 市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
- 2 市民・企業等・財団・市の協働
- 3 すべての市民が文化活動を行うことができる環境の整備
- 4 多彩な分野・多様な水準にわたる文化の保護・発展
- 5 市民の意見の反映

2002年(平成14年)7月4日制定

文化・スポーツ都市宣言

文化やスポーツは、心豊かな生活やいきがいくづくり、健康づくりに必要なものであるとともに、地域に対する愛着や誇りを育て、地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たします。

私たちは、文化やスポーツのもつ力をあらためて認識しつつ、市民、企業等及び市が一体となって、明るく心豊かで活力あるまちをめざし、「文化・スポーツ都市」を宣言します。

- 1 私たちは、文化を愛し、創造と継承の心を育みます
- 1 私たちは、スポーツに親しみ、健やかな心と体をつくります
- 1 私たちは、文化やスポーツを通して地域の絆を深め、すべての市民がいきいきと暮らせるまちをつくります

2017年(平成29年)3月14日宣言

文化振興プラン策定の趣旨

本市では、2001年(平成13年)3月に「かすがい市民文化振興ビジョン」を策定し、翌年7月には、「春日井市文化振興基本条例」(以下「文化振興基本条例」といいます。)を制定しました。その後、2008年(平成20年)3月には、この文化振興ビジョンを見直して「かすがい市民文化振興プラン」を策定し、“文化のまち春日井”の創造と発信を目指して文化振興施策を推進してきました。

また、2017年(平成29年)3月には「文化・スポーツ都市」を宣言し、文化やスポーツの持つ力を改めて認識しつつ、市民、企業等、市が一体となって明るく心豊かで活力あるまちを目指すという決意を示しました。こうした取組を続けるなか、様々な課題に対応し、文化を通して絆を深めるまち、すべての市民にとって暮らしやすいまち春日井を目指す計画として「第2次かすがい市民文化振興プラン」を策定するものです。

計画の位置づけ

本プランは、文化振興基本条例第8条で定めている、文化の振興に関する基本的な計画(基本計画)として策定するものです。

また、文化芸術基本法第7条の2に定められている、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(地方文化芸術推進基本計画)として定めるものです。

行政計画としては、本市の最上位計画である「第六次春日井市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、「春日井市生涯学習推進計画」を始め各種部門別計画とも関連しています。

計画の期間

本プランの目標期間は、2018年(平成30年)度から2027年度までの10年間とします。(社会情勢の変化を捉え的確に施策等を推進していくため、中間年度に総合的な進捗状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。)



施策の展開

基本目標1 参加と体験による文化が生まれる環境づくり

施策1 幅広い鑑賞機会・文化活動機会の提供

好きな文化芸術を鑑賞できる機会が身近にないと感じている人が多いことから、より幅広い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供し、忙しい人でも文化活動に参加しやすい環境を整えていくことが重要です。継続して文化芸術の振興を図っていくため、若い世代、働く世代の参加を促進していきます。

(1) 多彩な文化芸術のより身近な鑑賞機会の提供 / (2) 子どもたちが文化芸術を体験する機会の提供 / (3) 働く世代、若い世代の文化活動の促進 / (4) 高齢者、障がい者等の鑑賞機会の充実

施策2 次世代の文化活動を担う人材の育成

次の時代を担う子どもたちや、若い世代の人たちが文化活動に参加し体験する機会を提供するとともに、芸術家等の創作活動を支援し、市民との交流を進めることで、文化芸術を受け継ぐ人材の育成を図ります。

(1) 若手芸術家等の活動の支援 / (2) 芸術家等と市民との交流の促進 / (3) 文化活動団体等の活動の促進

施策3 知りたい人に届く文化情報発信

文化情報の発信にあたっては、新しい情報技術、発信媒体を取り入れながら、より幅広い人々に効果的に届く手法を検討し、単なるお知らせではない文化事業等の魅力や意義をより深く発信していきます。

(1) 幅広く効果的な文化情報の発信 / (2) 新しい情報媒体の開拓・活用

施策4 市民による文化活動支援の推進

市民の文化活動に対する、市民による支援としての「市民メセナ活動」は欠かすことができません。文化ボランティア活動を継続しつつ活性化を図り、「市民メセナ活動」を周知、啓発することで、着実な取組として根付かせていきます。

(1) ボランティア活動の活性化 / (2) 市民メセナ基金の活用

施策5 文化が育つ拠点施設の充実

私たちの文化芸術を次の世代に引き継いでいくとともに、新しい文化芸術を創造していく基盤を確かなものにするため、より幅広い利用に対応できる施設運営を推進します。

(1) 文化活動の魅力を引き出す施設運営 / (2) 文化施設の整備

基本目標 2 特色ある「春日井文化」の継承・創造

施策 6 特色ある文化の推進

まちの魅力を高め、人の心を豊かにしてくれる文化芸術として、春日井の人々が独自の書道文化として築いてきた「書のまち」と、人生を豊かに彩る「自分史」を推進、発信するとともに、その新しい可能性を見出す取組を進めます。

(1)「書のまち春日井」の推進 / (2) 自分史のまちづくりの推進

施策 7 文化財・伝統文化の保存・継承・活用

地域で育まれてきた歴史や文化財、伝統文化は、私たちの誇りとも言える貴重な財産です。市民の「ふるさと」であるまちの大切な文化財や祭り等の地域の行事、伝統文化を未来へ継承していくため、保護、保存及び活用を図ります。

(1) 文化財の保護・活用 / (2) 子どもたちが伝統文化に親しむ機会の提供

基本目標 3 文化を通じた連携のまちづくり

施策 8 分野を超えた連携の推進

文化芸術の分野と教育、福祉、まちづくり、産業、観光等の幅広い分野とが連携し、様々な課題の改善や解決に向けて、文化芸術が生み出す効果を生かしていく取組として、地域の大学や企業、各種団体等との連携をさらに進めます。

(1) 文化芸術と他の分野との連携 / (2) 幅広い分野での文化芸術の活用の促進

施策 9 文化による地域の活性化

文化芸術は、人と人をつなぎ、心と心を通わせます。心豊かな生活や生きがいがいづくりに必要であるとともに、地域に対する愛着や誇りを育て、地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たすものであることから、文化芸術を通じた市民同士の交流、市民団体相互の交流を促進し、地域の活性化を図ります。

(1) 市民の文化交流の推進

施策ごとの成果指標と目標値

施 策	指 標	現状値	目標値	
		2016年度	2021年度	2026年度
幅広い鑑賞機会・文化活動機会の提供	文化芸術の活動をしている人の割合	14.5%	20.0%	25.0%
次世代の文化活動を担う人材の育成	若手芸術家等の学校派遣による特別授業の受講児童・生徒数	653人	700人	800人
知りたい人に届く文化情報発信	市が情報発信の充実に力を入れていくべきと考える人の割合	43.0%	35.0%	25.0%
市民による文化活動支援の推進	文化ボランティア登録者数	23人	25人	28人
文化が育つ拠点施設の充実	市の文化施設が充実していると考える人の割合	28.8%	30.0%	35.0%
特色ある文化の推進	道風展への応募作品数	6,458点	6,700点	7,100点
	自分史講座の受講者数	53人	60人	70人
文化財・伝統文化の保存・継承・活用	民俗考古展示室の観覧者数	7,130人	7,500人	8,000人
分野を超えた連携の推進	大学や企業、各種団体等と市、文化財団との連携による事業の参加者数	1,546人	1,600人	1,700人
文化による地域の活性化	生涯学習活動団体の会員数	14,868人	15,000人	15,000人

進行管理

本プランに基づく施策を円滑に推進するため、市民や文化関係者、学識経験者等で構成する文化振興審議会により、計画の進捗状況について点検・評価を行い、市のホームページ等により広く市民に公表します。



春日井市 文化スポーツ部 文化・生涯学習課

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44
TEL 0568-85-6079 FAX 0568-83-2297
<https://www.city.kasugai.lg.jp/>